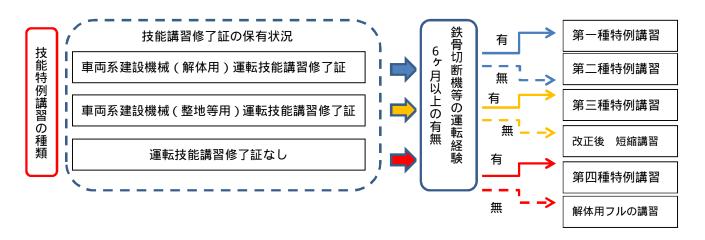
技能特例講習について

平成25年7月1日から鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機(以下「鉄骨切断機等」という)が、労働安全衛生法令上の車両系建設機械の解体用機械として、規制の対象となります。

これら機械の運転業務については、改正前の解体用技能講習(ブレーカ)修了した方又は平成25年7月1日時点で、鉄骨切断機等の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に6ヶ月以上の従事経験を有する方は平成26年6月30日までの間は引き続き鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができますが、平成26年7月1日以降は技能特例講習を修了しないと当該業務に就けないこととなりました。

技能特例講習は**2年間(平成27年6月30日まで)**となっていますので、平成25年7月1日 以降、鉄骨切断機等の運転の業務に従事する方又は従事する可能性のある方は早めの受講をお願い します。



講習実施機関名	連絡先	実施可能な	講習予定年月日	開催場所
		特例講習		
建設業労働災害防止	095-820-7755	第一種	平成 27 年 4 月 17 日	諫早市 神見は此合館
協会		第三種	(第一、三種)	諫早技能会館 諫早市
長崎県支部			平成 27 年 6 月 11 日 (第一、三種)	諫早技能会館
キャタピラー九州	0957-25-3735	第一種	平成 27 年 2 月 20 日	キャタピラー九州(株)
(株)		第二種	(第一、第二種)	長崎教習センター
長崎教習センター		第三種	平成 27 年 3 月 20 日	キャタピラー九州(株)
			(第一、第二種)	長崎教習センター
			平成 27 年 3 月 24 日	キャタピラー九州(株)
			(第三種)	長崎教習センター
			平成 27 年 4 月 8 日	キャタピラー九州(株)
			(第一種)	長崎教習センター
			平成 27 年 4 月 8 日	キャタピラー九州(株) 長崎教習センター
			(第二種) 平成 27 年 4 月 20 日	佐世保市小佐々町小佐々
			(第三種)	スポーツセンター
			平成 27 年 4 月 23 日	キャタピラー九州(株) 長崎教習センター
			(第三種)	

講習実施機関名	連絡先	実施可能な 特例講習	講習予定年月日	開催場所
			平成 27 年 5 月 13 日 (第一種)	キャタピラー九州(株) 長崎教習センター
			平成 27 年 5 月 13 日 (第二種)	キャタピラー九州(株) 長崎教習センター
			平成 27 年 5 月 14 日 (第一種)	佐世保市小佐々町小佐々 スポーツセンター
			平成 27 年 5 月 20 日 (第三種)	キャタピラー九州 (株) 長崎教習センター
			平成 27 年 6 月 5 日 (第一種)	キャタピラー九州(株) 長崎教習センター
			平成 27 年 6 月 5 日 (第二種)	キャタピラー九州(株) 長崎教習センター
			平成 27 年 6 月 9 日 (第三種)	キャタピラー九州(株) 長崎教習センター
			平成 27 年 6 月 15 日 (第三種)	佐世保市小佐々町小佐々 スポーツセンター
			平成 27 年 6 月 27 日 (第三種)	キャタピラー九州(株) 長崎教習センター

* 各登録教習機関ともに離島や県内各地でも実施予定としていますが、十分な回数を実施することができないことも予想されますので、随時ご確認の上、受講漏れのないようお願いします。

技能特例講習について 上記登録教習機関へお問い合わせ下さい。

法改正の内容について 長崎労働局健康安全課(直通095-801-0032)までお問い合わせ下さい。